

【研究ノート】

英国における障害児教育人材の育成構造

—— 有資格教員の養成に着目して ——

飯田 明葉

(東北大学大学院)

1. 序論

本論は、英国において障害児教育に関する教師の専門性がどのように養われているのかを明らかにすることを目的に、有資格教員の初任者教育の現状を調査したものである。国家レベルでの政策変容を背景として法令を中心に整理しつつ、各高等教育機関の資料調査を通じて、初任者教育 (Initial Teacher Training, ITT) の中で障害児教育を専門とするコースや科目等の設置状況等を調査した。

英国は米国と並び障害児教育制度研究全体において重要な地域であり、日本における障害児教育政策方針にも多くの影響を与えている (文部科学省 2011; 全日本教職員組合 2012)。特に英国は発達障害への対応強化、就学先決定における個別対応重視、地域連携といった障害児教育分野における政策方針に関して多くの先進的事例を蓄積している。こうした要点は近年の日本における障害児教育政策の方針の主要点である (障害者権利条約批准・インクルーシブ教育推進ネットワーク (代表・一木玲子) 2010; 全国特別支援学校長会 2012; 文部科学省 2011)。これらの方針は2006年、就学要件の変更、学校区分の変更、特別支援学校の拠点化等地域連携の強調といった形で施策として具体化された¹。このように日本と英国の障害児教育は政策方針を共有しており、日本の課題解決に際して英国の取り組みは非常に示唆的な事例であるといえる。

ここでは英国はイングランドを意味する。また、日本における特別支援教育 (旧特殊教育) および英国における SEN (Special Educational Needs, SEND (Special Educational Needs and Disability), Special Education) 等を総括し「障害児教育」を使用した。さらに Special School の対比として一般的に使用される Ordinary School を普通学校と表記する。漢字表記を含め、平易な用語の使用を優先した。

2. 先行研究

英国の障害児教育に関する研究は、障害種別ごとに医学、心理学、カリキュラム理論等による検証が多く蓄積され、その中で連携ハブとしての地方当局や学校外との機関連携の重要性が繰り返し指摘されてきた (Sue et al. 2011; Oldham et al. 2011; 土屋ほか 2011; 赤塚ほか 2013; 滝川 2013)

等)。

一方で英国の障害児教育政策変更の背景に周辺環境の発展に伴う障害区分、支援方法等の構造変化があることが指摘され、サービス提供側の専門、複雑化およびニーズの多様化に対応するため、学校外組織を含めた組織的対応の必要性が提起されている (DES 1978)。こうした組織的対応は二つの意味を有しており、一つは教員・教師間での連携の必要 (大久保ほか 2007)、二つめは機関連携の必要と地方当局の重要性 (滝川 2013) である。そして、こうした指摘への対応として、政府はSENCo (SENコーディネーター) 等を導入したが、SENCoへの業務集中の指摘 (新井 2011; Oldham et al. 2011; 長谷部ほか 2013)、担当教員の専門性への疑問 (Sue et al. 2007) が呈された。教師の果たす役割の重要性が度々指摘される中で、専門的知識や一般的理解におけるさらなる充実の必要性が強調され、知識・技術や個別の支援方法に関する研究が多数蓄積され、提案されてきた。しかしこれら数多くの技術や知見は予算や人的リソース等いずれかの条件において比較的潤沢な資源を有する先進事例を扱うケースが主流であり、公教育政策としての実現に困難を伴っている。

また、新井 (2011) が学力向上政策と特別支援教育の共存という観点から英国障害児教育政策について1920年から2000年にかけての長期にわたり、理念のおよび教育方法等の分析を行っている。特に法令と政府報告書および政府調査報告書を対象に、障害を含めた学習困難と学習以外での同質化の有無 (障害者の「差異化」²⁾) の位置づけに注目し、諸概念を実現するための法的枠組みが時代と共に変化しつつも「差異化」が現代まで存続していることを指摘している (新井 2011, pp.345-348)。本論は新井による理念的分析を基盤とし、理念の実現を支える諸資源の中で人的リソースに着目した。これは新井の分析において主に英国政府レベルでの政策動向に焦点を当てたことから、変化に対する学校、地方当局に政策理念を実現するための資源や体力がどの程度存在したのかという点に検証の余地が残るためである。これらの知見は、子供や学校、地域のニーズにより適切に対応するために必要なものであり、さらなる研究が必要であるといえる。上記を踏まえ、本論では校内職員の半数を占める教師に焦点をあて、英国における教師の95%が保有する正教員資格 (Qualified Teacher Status, QTS) 取得のための教員養成をテーマとし、英国において障害児教育に関する専門性を有した教員確保がどのような特徴を有するのかを明らかにした。

3. 英国における教員免許と教師教育の概要

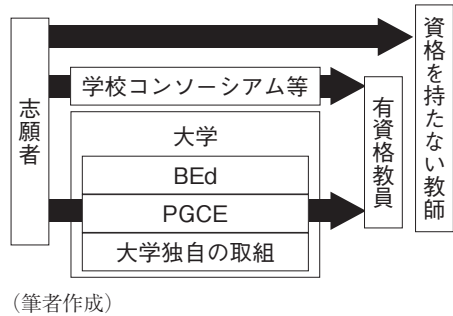
英国における教育・採用制度は日本とは大きく異なる。免許制度が種別によってわかれていない一方で養成ルートが多様に分岐しており、採用は学校ごとに行われる。本研究では特に養成ルートに着目し、養成構造における障害児教育の位置づけの特徴をつかむことを目指した。

教員免許の特徴としては、英国では教員資格 (Quality of Teacher Status, QTS) の保持は必須ではなく、資格を持たない教師も教鞭をとることが可能となっている。ただし、近年は私立学校を含めた全体の8割以上が英国におけるQTSの保持者 (有資格教員) であり、有資格教員が主流を占めている (磯崎ほか 2003)。

この教員資格であるQTSは、教育大臣が認定した養成過程の修了者に与えられ、一律の資格

試験・試補勤務等は資格取得には必要とされない³。また、原則として日本のような学校種・教科の区別はない⁴が、一般に高等教育機関内でコースが分化し、養成課程での区別が存在する。さらに就職する学校種により必要とされる実習期間が異なる等、高等教育機関での専攻区別や教育内容の違いが実質的に影響力を有している。QTSを取得するルートは、主に初等中等学校等（学校コンソーシアム）での現場教育を中心としながら高等教育機関がサポートを行うといった学校現場中心のルート（School-Centred Initial

図1 英国における教員養成構造の概略



Teacher Training, S.C.I.T.T.など）と、高等教育機関での養成課程受講を中心とし、カリキュラムに実習が組み込まれる二つのルートが存在する。高等教育機関での取得ルートはさらに三つに分類され、教育学学位（Bachelor of Education,

表1 2002年QTS取得者における各ルート卒業者の割合

	BEd取得者	PGCE取得者	合計
初等教育段階	55.2%	41.6%	96.8%
中等教育段階	13.3%	84.1%	97.4%

（参照：磯崎ほか、2003）

BEd)を取得する方法、学位（学位の種類は問わない⁵）に加えて別個にPGCE（Professional Graduate Certificate in Education）プログラムを修了するというルートが存在し、この二つがQTS取得方法の主流を占めてきた。さらに高等教育機関における三つ目の方法として、高等教育機関が独自に設置する取り組みも認められている。しかし2002年に新規QTSを取得し学校へ就職した者のうち、95%超が大学におけるBEd取得者もしくはPGCEの修了者である。すなわち、毎年40,000人超が新規のQTS取得者として卒業するうち、学校コンソーシアムおよび大学独自の取り組みによるQTS取得者は非常に少数であるといえる。ただし、近年BEd取得希望者が減少する中で、他の学位とQTS取得を組み合わせた大学独自の専攻が増加している。

上記の背景をふまえ、本論では、BEd課程、PGCEプログラムに加えこの大学独自のルートを対象にした。研究方法としては高等教育機関内で障害児教育を専攻とする課程のうち、特にBEdの獲得が可能なコース・PGCEプログラム・前二つに当てはまらないものの、大学独自の取り組みによってQTS獲得が可能であるもの（文学士授与を標榜しつつ、QTS獲得が可能とするコース等）の設置状況を明らかにする。

4. 教員養成における障害児教育の位置づけ

（1）法令による記述、指定

本論では、高等教育機関における障害児教育を専攻とするコースの設置を把握するに先立ち、障害児教育に関する法令等を確認し、政府による教員の水準や能力に関する記述を確認した。対象とした法令は英国における障害児教育政策を大きく転換したとされる1981年教育法、1993年教育法およびその関連法、施行規則、報告書である（表2）。英国における公的な障害児教育制度は19世紀末に成立して以降、医学的障害区分を基盤として拡大し、1947年に障害のカテゴリー

表2 参照法令の一覧

Department of Education and Science “Special Educational Needs” (Warnock Report),1978
The Education Act 1981 (c.60)
The Education (Assisted Places) (Incidental Expenses) (Amendment) Regulations 1981 (No. 1868)
The Education (Assisted Places) (Amendment) Regulations 1981 (No. 1861)
The Block Grant (Education Adjustments) (England) (Amendment) Regulations 1981 (No. 1840)
The Education Act 1981 (Commencement No.1) Order 1981 (No. 1711 (C. 48))
The Education (Teacher Training Scholarships) Regulations 1981 (No. 1328)
The Education (Mandatory Awards) (Amendment) Regulations 1981 (No. 1193)
The Education (School Governing Bodies) (Amendment) Regulations 1981 (No. 1180)
The Education (School Admission Standard Numbers) Order 1981 (No. 1133)
The Colleges of Education (Compensation) (Amendment) Regulations 1981 (No. 1088)
The Education (Schools and Further Education) Regulations 1981 (No. 1086)
The Education Act 1980 (Commencement No. 4) Order 1981 (No. 1064 (C. 22))
The Education (Students' Dependants Allowances) Regulations 1981 (No. 981)
The Education (Mandatory Awards) Regulations 1981 (No. 943)
The Education (School Premises) Regulations 1981 (No. 909)
The Education (School Governing Bodies) Regulations 1981 (No. 809)
The Education (School Information) Regulations 1981 (No. 630)
The Block Grant (Education Adjustments) (England) Regulations 1981 (No. 312)
The Sugar Beet (Research and Education) Order 1981 (No. 292)
The Education (Assisted Places) (Incidental Expenses) Regulations 1981 (No. 174)
The Education Act 1996 (c.56)
School Inspections Act 1996 (c. 57)
The Education Act 1996 (Infant Class Sizes) (Modification) Regulations 1998 (No. 1948) reg. 3 (1) (2) Sch.
Education Act 1997 (c. 44)
Education (Schools) Act 1997 (c. 59)
Audit Commission Act 1998 (c. 18)
School Standards and Framework Act 1998 (c. 31)
The Education (Head Teachers) Regulations 1999 (No. 1287) (No. 2242)
The Thurrock and Basildon College (Government) Regulations 2001 (No. 1507)
The Local Authorities (Executive and Alternative Arrangements) (Modification of Enactments and Other Provisions) (England) Order 2001 (No. 2237)
Education Act 2002 (c. 32) s. 212 (2) - (4)
Contracting Out (Local Education Authority Functions) (England) Order 2002 (No. 928)
Education Act 2005 (c. 18) s. 96 (2), s. 122
The Central Sussex College (Government) Regulations 2005 (o. 397)
Childcare Act 2006 (c. 21)
Education and Inspections Act 2006 (c. 40)
The References to Health Authorities Order 2007 (No. 961)
Apprenticeships, Skills, Children and Learning Act 2009 (c. 22)
Academies Act 2010 (c. 32) s. 4 (6), s. 17 (4)
The Employment and Support Allowance (Transitional Provisions, Housing Benefit and Council Tax Benefit) (Existing Awards) Regulations 2010 (No. 875) reg. 16 Sch. 2
The Local Education Authorities and Children's Services Authorities (Integration of Functions) Order 2010 (No. 1158) Sch. 2 para. 7 (2) (3)
The Employment and Support Allowance (Transitional Provisions, Housing Benefit and Council Tax Benefit) (Existing Awards) (No. 2) Regulations 2010 (No. 1907) reg. 16 (2) (c) Sch. 2
Education Act 2011 (c. 21)
Children and Families Act 2014 (c. 6)

(筆者作成)

を11種類に区分すると同時に、学校施設や教育体系、学習・支援内容の本格的整備が行われた(DfE 1947)。この際に出された「教育不能」カテゴリーに伴う義務教育免除規定は1970年教育法によって廃止され、障害区分に基づく量的拡大は完了した。こうした医学的障害区分を基盤とする教育制度に対し、1978年の政府諮問委員会白書「Special Educational Needs」(特別な教育的ニーズ、一般にウォーノック報告)とそれを受けた1981年教育法によって、制度枠組みの大幅な検討が行われ、現在まで引き継がれている。

上記の歴史的背景を踏まえ、本論では特に1981年教育法、1993年教育法を核に英国公文書館

表3 BEd獲得可能な高等教育機関とBEd獲得可能コース内で障害児教育を専門とする機関の一覧

	高等教育機関名	総数
教育学学位 (BEd) 獲得可能機関	London Metropolitan University, Plymouth University, University of Chester, University of Derby, University of Gloucestershire, University of Hertfordshire, University of London, University of St. Mark and St. John (Plymouth), the University of Winchester, University of Wolverhampton	10
障害児教育専攻 (BEd) 設置機関	Plymouth University	1

(筆者作成)

の資料を使用した。その結果、教員の水準や能力に関する記述のうち、障害児教育に関する特定の資格などの記述はなく、昇進の際に必要なとされる記述にとどまった。また、ITTにおける高等教育機関での履修規定も示されておらず、現在のところ、英国政府によって設置された障害児教育における教員の能力水準・資格については確認されなかった。

(2) BEd取得コースにおける障害児教育の専門性

こうした法令の状況を踏まえ、障害児教育に関する内容が各高等教育機関においていかに扱われているかが、コース(専攻)および授業設置状況から明らかになった。コースおよび科目の有無については、(1) コース・プログラムおよび科目の名称に障害児もしくは特別な教育的ニーズ(SEN)の教育を掲げるもの(2) コース・プログラムの解説において障害児教育に関する課程内容が主流であることを明示するもの(3) その他の方法で存在を明示しているもの(例: Special Schoolでの実習など)に着目した。

高等教育機関に関する情報は、当該の高等教育機関が発行している一般向けのパンフレットおよびホームページから収集した。対象とした高等教育機関は教育省(Department for Education, DfE)の認可を2015、16年に維持したUniversityおよびCollegeのうち、イングランドに本部を置く137機関からOpen Universityを除外した136機関である⁶。なお、高等教育機関の計上方法は政府系独立機関NCTL(National College for Teaching & Leadership)による“Initial teacher training (ITT) performance profiles management information: 2014 to 2015”(NCTL, 2016)に従った。初等教育段階(Primary Stage、Key Stage1-2、5-11歳を主流とする)を対象とし、中等教育等を専攻とするものやパートタイムのプログラムを除外した上で、これら136機関についてBEdコースもしくはPGCEプログラム、および高等教育機関独自の取り組みによるQTS獲得コースという三つの教員資格獲得ルートに区分し、設置状況を明らかにした。

はじめに、従来は主要ルートであった教育学学位(BEd)取得を掲げるコースの設置状況を整理した。BEd取得が可能であることを明示している機関は対象となった136機関中のうち10校(うち2校は2016年のQTS取得者数について未回答(NCTL, 2016))であり、学位の大半を占めるBA(Bachelor of Arts)やBSc(Bachelor of Science)と比較して少数であった⁷。さらに、これらのBEd獲得を掲げるコースのうち、障害児教育を専門としているものはPlymouth Universityに設置されたPrimary(Special Educational Needs)(Full-time)コース1種のみであることが明らかとなった。

上記からは、教育学学位(BEd)そのものの取得を可能とする大学が減少する中で、障害児教

育を専門としつつBEd取得を可能とするコースはさらに限られており、イングランド内に1コースのみという現状が明らかとなった。

(3) PGCEプログラムにおける障害児教育専攻の設置状況

このように、BEd取得可能なコースはそもそもの設置数が少なく、障害児教育を専門課程として設置するのは1校と非常に限られる状況にある。一方2016年時点でPGCEプログラムは全体の半数を上回る75の高等教育機関に設置されている（うち12校が2016年の新規取得者数が5名以下、もしくは未回答である（NCTL 2016））。BEdコースを設置する10校はUniversity of Londonを除く9校においてPGCEプログラムを備えており、この1校を除き重複している。ただし、分類に使用した“Initial Teacher Training (ITT) performance profiles management information : 2014 to 2015”（NCTL 2016）において、University of London内のInstitute of Education (IOE) がUniversity of Londonと別個に計上されているため、実質的にはBEd獲得可能な専攻を有する10機関（9機関）すべてにおいてPGCEプログラムを備え、PGCEプログラムに対してBEdコースは完全に重複していることがわかる。

PGCEプログラムのうち初等段階またはKS1および2、もしくはこれらに該当する5歳から11歳への教育を担当する教員養成を主眼としたプログラムに関し、障害児教育に関する内容に特化したものを抽出した。結果、2015-16年にQTS資格取得者を6名以上輩出した71機関のうち、障害児教育に特化したPGCEプログラムを有しているのはBirmingham City University、University of East London、University of Wolverhamptonの3校であった。また、Cumbria University (University of Cumbria) は2015-16年にQTS資格取得者数が5名以下だが、障害児教育に特化したPGCEプログラムを設置している。一方、BEd獲得可能な課程において障害児教育専攻を設置していたPlymouth Universityでは、PGCEプログラムにおいては、障害児教育に特化した専攻を提供していなかった。

このように、障害児教育に特化したPGCEプログラムを設置している高等教育機関は4校となり、BEd課程に比べると多いものの、絶対数として少数であることが分かる。

(4) 大学独自の取り組み

ここまでは、従来のQTS取得ルートにおいて主流を占めてきたBEd学位の取得課程およびPGCEプログラムの修了という二つの方法に着目し、障害児教育に関する内容がいかに教育されているのかを専攻の設置という点から概観した。しかし上記の調査を行う中で目立ったのは、BEdを獲得可能な課程自体が減少する一方、BAやBSc等、他の学位獲得と同時にQTS取得を可能とする大学独自プログラムの設置が増加している点であった。そこで、従来のQTS獲得ルートであるBEd課程もしくはPGCEプログラム履修には分類されない、これらの大学独自の取り組みについてもコースの設置状況という観点から整理した。分類方法はBEdおよびPGCEプログラムに準ずる。

その結果、BEd以外の学位獲得を主流としながらQTSを同時に取得することが可能な課程を設置している高等教育機関は30校存在したが、この中に障害児教育を専門とする課程は存在し

表4 独自のQTS取得プログラムを設置している高等教育機関および独自プログラム内で障害児教育を専門とする機関の一覧

	高等教育機関名	総数
独自のQTS取得プログラムを設置している機関	Birmingham City University, Bishop Grosseteste University Edge Hill University, Kingston University Leeds Beckett University, Leeds Trinity University Liverpool Hope University, Liverpool John Moores University Manchester Metropolitan University, Middlesex University Newman University, Nottingham Trent University Oxford Brookes University, Roehampton University Sheffield Hallam University, St Mary's University College University of Bedfordshire University of Brighton (School of Education) University of Chester, University of Chichester University of Cumbria, University of Durham University of East London, University of Greenwich University of Huddersfield, University of Northampton University of Sunderland, University of Sussex University of The West of England, University of Worcester	30
障害児教育専攻（独自）設置機関	—	0

(筆者作成)

表5 高等教育機関独自の形式でQTS取得を伴わない障害児教育専門のコースを設置している機関

高等教育機関名	該当コース名称
Bishop Grosseteste University	Special Education Needs & Inclusion
Kingston University	Special Educational Needs & Inclusion Practice BA (Hons)
	Special Education Needs & Inclusive Practice Foundation Degree
Nottingham Trent University	BA (Hons) Education Studies and Special & Inclusive Education
Oxford Brookes University	Educational Practice (FdA (筆者注：Foundation Degree of Arts))
University of Bedfordshire	Special Educational Needs and Disability Studies FD (筆者注：Foundation Degree) of the arts
University of Chichester	BA (Hons) Education, Special Needs and Disability
University of East London	BA (Hons) Early Childhood and Special Education
University of York	BSc (Hons) Nursing (learning disability)

(筆者作成)

なかった。一方でQTS取得は不可能であるものの、障害児教育を専門とする課程がBishop Grosseteste University、Oxford Brookes University等の8機関に9コースが設置されていることが明らかになった。これらの障害児教育を専門とする課程は、6機関6コースが学位（Full Degree）レベルに相当するものとして、3機関3コースにおいて基礎学位（Foundation Degree）に相当する課程として提供されていた。このうちKingston Universityが学位および基礎学位双方を提供している。

また、QTS取得にはつながらないが障害児教育を専門とする課程のうちUniversity of Chichester以外の7機関8コースにおいて、PGCE・修士号獲得・PGCert（Post-Graduate Certificate）等のQTS取得へつながる修士レベル以上のプログラム履修を勧奨する文言、もしくはこうした進路選択者への配慮が明示されている。以上から、大学独自の取り組みを通じて障害児教育を専門としたQTSを取得しようとする場合、学位とは別にPGCEプログラム等修士レベル以上の学位を取得する形式が一般的であることが指摘できる。

(5) 科目の設置

これまでは障害児教育を専攻とするコース・プログラムの有無を対象としたが、障害児教育を専門としない他のBEd取得可能な専攻において、障害児教育に関する科目がどの程度提供されているかを調査した。その結果こうした専門課程・プログラムを有していない大学においても、障害児教育に関する科目を設置している高等教育機関が36校と、全体の約半数にのぼることが判明した。ただし、そのうち半数（全体の四分の一）は選択科目もしくは教育実習校の選択肢としてSpecial Schoolを用意するというものであり、プログラムの履修者全員が障害児教育に関する教育を受けるわけではない。また、当然その内容も科目の設置からSpecial Schoolへの実習など非常に多様な内容であり、共通した知識や技術を保障する機能を有するものではない。

5. 総括、結論

ここまで、高等教育機関におけるQTS取得ルートに着目し、専攻の設置状況と実習先の種類を含めた履修科目内容を使用して教員養成内の障害児教育に関する位置づけを調査してきた。

イングランドに本部を設置する136校の高等教育機関において、一般的なBEd取得を可能としている機関は10校、PGCEプログラム一般を設置している機関は75校、大学独自の取り組みでQTS取得を可能とするルートを設置している機関は30校であった。このうち、BEd課程内で障害児教育を専門とする課程は10校中1校、PGCEプログラムにおいて障害児教育を専門とするものは75校中4校（うちCumbria Universityは2015-6年度のQTS獲得者数が5名を下回る）、大学独自の取り組みにおいては30校中0校であった。すなわち、イングランドに136校存在する高等教育機関において、障害児教育を専門とする教員養成コースの設置数が5校と、絶対数そのものが非常に少数であることが明らかとなった。

また、QTS取得にかかる標準年数といった観点から整理すると、学部（undergraduate）段階で障害児教育を専門としながらQTSを獲得するルートは、Plymouth Universityの1コース以外にはなく、一般的な方法ではないことが明らかである。一方で大学独自の取り組みでのQTS取得コースにおける障害児教育専攻は存在しないものの、QTS取得は不可能だが、障害児教育を専門として標榜する課程が8機関に存在し、ほとんどの課程でPGCEプログラム等によるQTS取得を勧奨している実態が明らかになった。すなわち、PGCEの障害児教育専攻コース4機関4コースと合計すると、修士レベル以上でのQTS取得を想定するルートが11機関（University of East LondonはPGCEおよび独自の取り組み双方において、障害児教育専攻のプログラムを設置している。）で設置されていることが判明した。

このように、英国において障害児教育を専門としながらQTSを取得する場合、postgraduate以上への進学が必要となるルートが主流であることが明らかである。一般的な教員養成課程においては、PGCEプログラムに比べBEdや大学独自の取り組みによるルートが少数ではあるものの、学部段階でのQTS獲得可能な機関総数がBEd取得として10校、大学独自の取り組みとして30校存在しており、学部（undergraduate）段階のみでQTSを獲得することも可能な環境が一般的である。しかし障害児教育を専門とする場合においては、学部段階でQTS取得可能であるのは

Plymouth Universityの1校1コースのみであり、大多数の志願者は学位取得後改めてPGCEプログラム履修や修士以上への進学を行うことが必要となる。すなわち、障害児教育を専門としながらQTSを取得する事への時間的、金銭的ハードルなどのコストの差が明確である。

日本においても特別支援教育の専門教員不足が指摘され、特別支援教諭以外の一般教員免許が必要とされることが指摘されてきた。本論において、教員免許そのものはQTSとして原則同一である英国において、教員免許の取得過程で実質的な差が存在しているという事実が明らかになった。これは、たとえ教員免許が同一であったとしても、他の教員免許取得者と障害児教育を専門とする免許取得者の間にコストの差が発生してしまう可能性を表すものであり、教員免許制度そのものの改定による専門教員不足解消のむずかしさと対策の必要を示唆するものである。

また、一般の教員養成ルートにおける障害児教育に関するカリキュラムの設置状況をみると、障害児教育に関わる教員養成は二極化していることが指摘できる。すなわち、ごく少数の専門課程と、非常に多様な内容の一般プログラムによって障害児教育の内容が運用されているといえ、初任者教員の有する障害児教育に関する知識・技術は大きく異なっており、共有可能な前提知識・技術は乏しいといえる。以上から、専門家の協働によるサポート体制を掲げた障害児教育政策全体の方針において、政策実行の中心として位置付けられた教員に関し、養成の体制が対応しきれていないことが明らかとなった。今後の課題として、英国は教師以外のスタッフ比率が日本よりも高いことを踏まえ、現場で障害児教育に関わる職員の配置方法や、給与を含めた待遇等に関する現地での更なる調査が挙げられる。

-
- 1 学校教育法等の一部を改正する法律（平成18（2006）年法律第80号）。
 - 2 「当時の枠組みでは、学習困難児は『すべての子ども』の中に同質化しえない存在として考えられた。」（新井 2011, p.344）として、教育制度内における「差異化」の特徴を説明している。
 - 3 ただし試補勤務は教職課程一般にカリキュラムとして組み込まれている。さらに、PGCE（Professional Graduate Certificate in Education）カリキュラムは一般的に最終試験が存在している。
 - 4 文部科学省「諸外国における教員養成・免許制度」〈http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1337068.htm〉（2017年1月18日最終アクセス）。
 - 5 ただしfull degree以上が必要とされ、foundation degreeのみでの取得はできない。
 - 6 対象とした136機関のうち2015-16年QTS資格取得者が6名以上であったのは70機関である。残りの66機関のうち53校はBEdおよびPGCE取得のためのコース双方がなく、13校はBEdもしくはPGCEプログラムを有しているものの、2016年の新規QTS資格取得者が5名以下もしくは未回答であった（NCTL 2016）。
 - 7 ただし英国での取得学位種別は卒業時点まで流動的となるケースも散見されることから、この中に含まれない機関でBEdの取得が不可能であると断定することはできない。しかし、BEdを取得する学生が主流でないことは明確であり、本論への影響は小さいといえる。

【引用・参考文献】

赤塚正一／大石幸二（2013）「就学期の移行支援体制づくりに関する実践的研究——地域における特別支援

- 学校のコーディネーターの役割と課題』『特殊教育研究』第51号第2号、pp.135-145。
- 安宅仁人（2008）「英国『子ども法2004』の制定に見る子ども行政の一元化の理念と同行——『社会投資国家』論の批判的検討を土台として」『日本教育行政学会年報』No.34、pp.108-124。
- 新井英靖（2011）『英国の学習困難児に対する教育的アプローチに関する研究』風間書房。
- 障害者権利条約批准・インクルーシブ教育推進ネットワーク（代表・一木玲子）（2010）「障害者の権利に関する条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方に関する意見書」文部科学省『中央教育審議会情報』。
- 磯崎哲夫／磯崎尚子／井上純一（2003）「第2章 イギリスにおける教員養成システムとメンターリング」日本教育大学協会諸外国の教員養成等に関するプロジェクト『諸外国の教員制度』。
- 大久保賢一／福永顕／井上雅彦（2007）「通常学級に在籍する発達障害児の他害的行動に対する行動支援——対象児に対する個別支援と校内支援体制の構築に関する検討」『特殊教育研究』第45号第1号、pp.35-48。
- 金子奈美子（2008）『日本と英国における教員就職状況と教員の資質向上策』ロンドン研究連絡センター。
- 木原成一郎ほか（2001）『日本とイギリスの教師教育における実践的力量形成に関する比較教育的研究（平成12-13年科学研究費基盤研究C（課題番号12680270）報告書）』。
- 真城知己（2004）「イギリスにおける『SEN・コーディネーター』が機能する条件」日本特別ニーズ教育学会編『特別支援教育の争点』文理閣、pp.59-95。
- 全国特別支援学校長会（2012）「インクルーシブ教育システム構築のための今後の特別支援教育の推進方策に関するヒアリング意見提出様式」文部科学省『特別支援教育の在り方に関する特別委員会（第16回）配付資料』。
- 全日本教職員組合（2012）「インクルーシブ教育システム構築のための今後の特別支援教育の推進方策に関するヒアリング意見」文部科学省『特別支援教育の在り方に関する特別委員会（第16回）配付資料』。
- 高野和子（2013）「教員養成と教育学研究——高等教育の中での教員養成の位置とも関わって」『日英教育研究フォーラム』Vol.17、pp.11-16。
- 滝川国芳（2013）「日本の病弱・身体虚弱児における教育情報の共有と活用に関する研究動向」『特殊教育研究』第51号第4号、pp.391-399。
- 土屋忠之／武田鉄郎（2011）「病院内教育における小児がんや慢性疾患の児童生徒に対する『体験的な活動を伴う学習』に関する研究」『特殊教育研究』第49号第1号、pp.51-59。
- 柘植雅義（2004）『学習者の多様なニーズと教育改革——LD・ADHD・高機能自閉症への特別支援教育』勁草書房。
- 21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議（2001）『21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別な支援の在り方について～（最終報告）』。
- 日本教育大学協会（2003）『日本教育大学協会諸外国の教員養成制度等に関する研究プロジェクト「諸外国の教員制度——養成・研修・人事」』日本教育大学協会。
- 長谷部慶章／阿部博子／中村真理（2011）「小・中学校における特別支援教育コーディネーターの役割ストレスに関連する要因」『特殊教育研究』第49号第5号、pp.457-467。
- 文部科学省「諸外国における教員養成・免許制度」〈http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyuo/toushin/1337068.htm〉（2017年1月18日最終アクセス）。
- 文部科学省（2011）「特別支援教育の在り方に関する特別委員会（第10回）議事録」『特別支援教育の在り方に関する特別委員会』。

- 文部科学省 (2005) 『特別支援教育を推進するための制度の在り方について (答申)』。
- 油布佐和子 (2013) 『転換期の教師』 放送大学教育振興会。
- Male, Dawn B. /Derek, May “Stress, burnout and workload in teachers of children with special needs”, *British Journal of Special Education*, Vol.24, Issue3, pp.133 - 140.
- Department for Education (DfE), “*Teachers’ Standards — Guidance for School Leaders, school staff and governing bodies*”, <http://www.nationalarchives.gov.uk/doc/open-government-licence/version/2> (2017年2月27日最終アクセス)。
- Department for Education (DfE), “*Teaching Agency — Framework Documents*” <http://www.nationalarchives.gov.uk/doc/open-government-licence> (2017年1月31日最終アクセス)。
- Department for Education (1947) “*the Rules for school and facilitation with children have disabilities*” (『障害児児童生徒および学校保健業務規則』)。
- Department of Education and Science (DES) (1978), “*SPECIAL EDUCATIONAL NEEDS : Report of the Committee of Enquiry into the Education of Handicapped Children and Young People (The Warnock Report)*”, H.M.S.O.
- the GOV.UK “*a university or college is officially recognized*” <http://www.gov.uk/check-a-university-is-officially-recognised/recognized-bodies> (2017年1月31日最終アクセス)。
- Hughes, A.G. (1937) ‘*Learning and Teaching*’.
- Oldham, James/ Radford, Julie (2011) “Secondary SENCo learnership: a universal or specialist role?”, *British Journal of Special Education* Volume 38, Issue 3, 2011, pp.126 - 134.
- Kim Fong, Poon-McBrayer (2012) “Implementing the SENCo system in Hong Kong: an initial investigation”, *British Journal of Special Education*, Vol.39, No.2, pp.94 - 101.
- Abbott, Lesley (2007) “Northern Ireland Special Educational Needs Coordinators Creating Inclusive Environments: An Epic Struggle”, *European Journal of Special Needs Education*, vol.22, no.4, pp.391 - 407.
- NCTL (National College for Teaching & Leadership) “*Initial teacher training (ITT) performance profiles management information: 2014 to 2015*” <https://www.gov.uk/government/statistics/initial-teacher-training-performance-profiles-2014-to-2015> (2017年1月31日最終アクセス)。
- Mizrachi, Nissim / Shuval, Judith T. /Gross, Sky (2005) “Boundary at work: alternative medicine in biomedical settings”, *Sociology of Health & Illness*, Vol.27, No.1, pp.20 - 43.
- Oliver, Simon / Austen, Lesley (1996) “*Special Educational Needs and the Law*”, Jordans.
- Sue, Pearson / Phil, Scott / David, Sugden (2011) “Applying metaphors for learning to continuing professional development (CPD), in the context of a course for Special Educational Needs Coordinators (SENCOs)”, *Journal of Research in Special Educational Needs*, Vol.11, No.1, pp.42 - 54.
- Sue, Pearson /Sue, Ralph (2007) “The identity of SENCOs : insights through images”, *Journal of Research in Special Educational Needs*, Vol.7, No.1, pp.36 - 45.
- the Universities and college admissions service (UCAS) <https://www.ucas.com/> (2016年12月20日最終アクセス)。
- UCAS (the Universities and College Admissions Service), ‘The programmes explained – postgraduate’, <http://www.ucas.com/ucas/teacher-training/getting-started/teacher-training-programmes> (2017年1月31日最終アクセス)。

[Abstract]

The construction of training for qualified teacher who work with children with Special Educational Needs and Disability in England

Akiha IIDA

Graduate school, Tohoku University

In England, deficiency of teachers is serious problem. Especially insufficiency of workers in the education systems for children having Special Educational Needs and Disability (SEND) is a serious problem. And this problem is common with Japan' s special education systems. This note has surveyed in courses training Newly Qualified Teachers in universities or colleges with a view how many courses and subject are founded with specialty of SEND in 2014-2015.

At first, with marshalling the acts, instruments and ministerial ordinances that are related to the Education Act 1981 and 1993. These two acts constitute bases of the contemporary special education of England. And there is NO descripts that refer to knowledge or skills that teacher with children having needs should have. Next survey is how many routes for taking Qualified Teacher Status (QTS) within several universities and colleges. Main routes to taking QTS are that taking the Bachelor of Education (BEd), routes that taking the Professional Graduate Certificate in Education (PGCE) and routes that is established by original programs of several institutions. 80%-95% of teachers had selected in taking the BEd or the PGCE. But courses taking BEd are decreasing in late years, and courses that are original programs of several institutions are increasing. Those courses can offer QTS and undergraduate level honors are not BEd. In basing on this, I has surveyed original programs of several institutions too.

Plymouth University is only constitution that has the undergraduate course. Their course can offer both of BEd and specialty of education for SEND with the course name or similar text. And 4 institutions offer courses like this course in PGCE, and no institutions offer in original programs. However, there are some courses that cannot offer QTS but can offer specialty of special educational needs and disability. Almost all of these has gave a suggestion that students who will finish the course, may go on PGCE program or postgraduate program can take PGCE or PGDE. Students who will be teachers of special education in England need to pay more cost with postgraduate or another course. The academic level of teachers with special education is increasing before ordinary education.